

「明和町移住起業支援事業の再募集について」

明和町移住起業支援事業とは、事業実施期間内において、明和町外から明和町内に移住し、明和町の課題解決、観光振興に資する事業で起業する際に係る経費について、一部を補助することで移住定住者、起業者の増加を図るとともに地域の活性化を目的とする事業です。

既に開業している方は対象外となりますが、移住者である個人事業主が法人成りをするパターンや移住者である法人の役員が新たに個人事業主として開業するパターンは対象となるそうです。

明和町独自の制度となりますので、町外の方で開業を検討している知人がおられましたらご周知にご協力をお願いいたします。

●補助対象事業

事業実施期間内において、明和町外から明和町内へ移住し、明和町の課題解決、観光振興に資する事業

●補助対象者

- ・令和2年4月1日以降に明和町外から明和町に転入、もしくは令和4年12月31日までに明和町へ転入するもの
- ・申請時点で55歳未満であるもの（夫婦の場合は双方の年齢）
- ・支援事業の完了から4年以上明和町に移住する見込であるもの
- ・申請事業に沿った企業（法人・個人事業など）を明和町内で令和5年2月28日までにを行う意思のあるもの
- ・令和5年4月1日までに申請事業を開始し、3年以上事業計画に基づき事業を継続するもの
- ・公序良俗に反する内容でないこと

●補助金額・補助率

補助金額：上限200万円 補助率：補助対象経費の1/2

●補助対象経費

事業を行うにあたり必要な拠点整備に係る経費

拠点整備費（設備費・機械器具導入費・付帯設備整備費・その他）

●お問合せ先

明和町役場 齋宮跡・文化観光課 文化観光係

TEL：0596-52-7138

●参考資料

- ・明和町役場ホームページ

<https://www.town.meiwa.mie.jp/main/soshiki/saikuuato/kankok/1650156278405.html>